

門真市立総合体育館

令和9年度－令和13年度

指定管理者募集要項

令和8年7月

門真市

【 目 次 】

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	体育館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲・・・・・・・・	P 5
4	体育館の利用料金に関する事項・・・・・・・・・・	P 5
5	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
6	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
7	応募の方法及び受付期間・・・・・・・・・・	P 7
8	選定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
9	指定管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
10	指定管理者の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
11	経費負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
12	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16

門真市立総合体育館

指定管理者募集要項

1 趣旨

門真市（以下「市」という。）では、第6次総合計画に掲げる将来都市像である「人情味あふれる！ 笑いのたえないまち 門真」の実現に向け、市民、事業者、市役所等、多様な主体との協働・共創によるまちづくりの取組みを進めているところです。市民みんなが「子どもや若者、高齢者までどんな世代も、一人ひとりを尊重し、分け隔てなくつながる」「生涯の生活の発展を通して学び働きながら活躍できる」「誇りと愛着を持ち、明るい未来へ向けて夢を語れる」ことを共有し、まちづくりに取り組むこととしています。

市民一人ひとりが生きがいを持ち幸福を享受し、豊かさを実感できるよう、より質の高い行政サービスの提供と効率的かつ魅力的な管理運営をめざし、地方自治法第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）に基づき、より一層の生涯スポーツの推進と「市立総合体育館」（以下「体育館」という。）の持つ機能を最大限に活用し、より質の高い行政サービスの提供と効率的な管理運営ができる指定管理者を募集します。

2 体育館の概要

1 体育館の名称及び概要

名 称	門真市立総合体育館		
所 在 地	門真市中町11番70号		
所 管 課	門真市市民文化生涯学習課スポーツ振興グループ		
開設年月日	平成29年5月1日		
敷地面積	6,170㎡		
建築面積	4,134㎡		
延床面積	5,943㎡		
構 造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上3階建		
施設 内容	1階	メインアリーナ	面積 1,647㎡ 天井高13m ・バレーボール（6人制）3面または（9人制）2面 ・卓球 30面 ・バドミントン 8面 ・フットサル 1面 ・バスケットボール 2面 等 ・2階固定ベンチ 202席（その他、車椅子スペース6席）

		サブアリーナ	面積 641m ² 天井高13m ・バレーボール（6人制）2面または（9人制）1面 ・卓球 12面 ・バドミントン 3面 ・フットサル 1面 ・バスケットボール 1面 等
		多目的スタジオ	面積 114m ² （利用に応じ2室に間仕切り可能） ・ニュースポーツ・ダンス・健康体操 等
		幼児体育室	面積 112m ² ・屋内大型遊具やボールプールを設置
		会議室 1	面積 12m ² ・会議・研修・選手控室 等
		会議室 2	面積 24m ² ・会議・研修・選手控室 等
		クラブハウス	面積 24m ² ・会議・研修・選手控室 等
		その他諸室	事務室、医務室、清掃員警備員室、男女更衣室、授乳室、シャワー室、放送室、器具庫 等
	2 階	剣道場	面積 183m ² （板仕様） （利用に応じ柔道場と併せて使用可能） ・剣道 等
		柔道場	面積 219m ² （畳仕様） （利用に応じ剣道場と併せて使用可能） ・柔道 等
		研修室	面積 70m ² ・会議・研修・選手控室 等
		トレーニング ルーム	面積 70m ² ・トレーニングマシンは指定管理者の持込み
		ランニング コース	全長 228m ・2階メインアリーナ、サブアリーナ外周
		その他諸室	スポーツカフェ、ストレッチゾーン、器具庫 等
	3 階	その他諸室	電気室、倉庫 等
付 帯 設 備		駐車場（普通車用区画24台・障がい者用区画2台）、バイク置場（17台）、駐輪場（151台）	

2 体育館の設置目的及び活用方針

(1) 設置目的

市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図ることを目的とします。

【基本コンセプト】

「誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点」

○生涯スポーツの推進

健康づくりから多様なスポーツ・レクリエーションに至るまで、誰もが生涯にわたって、主体的にスポーツ活動に取り組める拠点として位置づける。

○地域コミュニティの醸成

生涯スポーツの推進を図るための協働・連携を促し、スポーツを通して地域コミュニティを活性化していく場として位置づける。

○地域の景観づくり

周辺地域の潤いある都市景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場として位置づける。

(2) 活用方針（指定管理者に期待すること）

体育館は、「誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点」として、メインアリーナやサブアリーナ、武道場（剣道・柔道）等を整備する他、施設を個人で利用できるトレーニングルームやランニングコース、さらには子どもたちが活発に動き回り体を動かすことができる遊具を備えた幼児体育室も整備しています。

このことから競技スポーツでの利用はもとより、子どもから高齢者、障がい者まで幅広い世代が気軽に利用でき、健康づくりや仲間づくりができる個人参加型のスポーツプログラムの充実に重要視しています。

また、近年急速に進む高齢化並びに地域コミュニティの希薄化がもたらす様々な地域課題等に対し多世代・多種目・多志向を基本とし市民が身近に地域でスポーツに親しむことができる機会を提供することを通してそれらの課題解決を図る仕組みとしての「門真市スポーツ協会」「門真市スポーツ少年団」及び「門真市の総合型地域スポーツクラブ」等市内主要団体を活用し、市民の生涯スポーツ推進に貢献いただくことを期待します。

なお、体育館は緊急時には市民生活を支える上で重要な防災拠点としての機能を併せ持っていることから、本市防災担当部局との連携・協力等、柔軟な管理運営をお願いします。

3 体育館の開館時間及び休館日

① 体育館の開館時間

午前 9 時～午後 9 時

② 体育館の休館日

年末年始(12月29日から翌年の 1 月 3 日まで)

③ 開館時間及び休館の変更

体育館の開館時間及び休館日に関しては、上記①②を基本としますが、施設の有効利用を図るにあたり、開館時間の延長や休館日の変更についての提案がある場合は、施設事業計画書（様式第7号）に記入してください。また、体育館設備の補修、点検、整備、天災その他やむを得ない理由があるときは、あらかじめ市の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができます。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲

1 管理の基準

管理は、門真市立総合体育館条例（以下「条例」という。）及び門真市立総合体育館条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき行ってください。

2 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、その仕様については、別添の「仕様書」を参照してください。

- ①団体又は個人に対し、指定管理施設の利用の許可、その取消しその他体育館の利用に関する業務
- ②指定管理施設が存する敷地、施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③団体又は個人に対し、指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- ④上記に掲げるもののほか、市が特に必要と認める業務

3 指定管理者ができない業務

施設の用途または設置目的以外に団体又は個人に指定管理施設を利用させることはできません。

「行政財産の目的外使用」に該当する場合には、市の許可を得る必要があります。許可を受けた指定管理者は、別途、目的外使用に係る使用料を市に納める必要があります。

4 体育館の利用料金に関する事項

1 利用料金の取り扱い

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。

2 利用料金の額

利用料金の額は、条例及び規則の定める額を上限として指定管理者が市の承認を得て決定します。また、指定管理者が定める利用料金には消費税が含まれます。

3 利用料金の減免措置

利用料金の減免措置は、規則の規定に基づき行うことができます。

5 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

6 応募資格

1 応募することができる団体の資格

指定管理業務を行う人的・物的管理能力を有する法人その他個人以外の団体とし、本募集要項における施設の設置目的等を十分理解し、また、屋内体育施設の指定管理者としての実績を1年以上有することとします。

また、共同事業体で応募する場合は、グループの代表団体（以下「代表構成団体」という。）が上記管理運営の実績を有することとします。

2 応募不適格団体

次のいずれかに該当する場合や、該当する者を構成員とする場合は、応募できません。

- ①代表者、役員または使用人が刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）または第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検、または逮捕を経ないで公訴を提起されてから1年を経過しない者
- ②団体やその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）または第8条第1項第1号（禁止行為）の規定に違反するとして、公正取引委員会や関係機関に認定された日から1年を経過しない者
- ③市から建設工事等にかかる入札参加停止を受けている者
- ④労働者災害補償保険に加入していない者
- ⑤会社更生法、民事再生法などに基づく更正または再生手続を行っている者。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど経営状態が著しく不健全な者
- ⑥当該施設の管理運営に必要な許認可等について監督官庁から取消しまたは停止を受けた団体については、取消し日から1年以上、停止期間満了日から6ヶ月以上経過していない者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団や、それらの利益となる活動を行う者
- ⑧地方自治法第244条の2第11項の規定により、市または他の地方公共団体から指定を取り消し又は停止された団体については、その取消しの日又は停止期間満了日から1年を経過しない者、ただし、指定期間中の施設の廃止など、不可抗力による場合を除く
- ⑨直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都道府県民税、市町村民税の滞納がある者
- ⑩地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に参加できない団体）

3 欠格事項

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。なお、複数団体が共同で応募する場合は、構成団体のいずれかが次の要件に該当する場合も選定審査の対象から除外します。

- ①複数の応募書類を提出した場合
- ②応募者と応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合または門真市立総合体育館指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）委員に個別に接触した場合
- ③応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ④応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥その他不正な行為があった場合

7 応募の方法及び受付期間

1 募集要項等の配布から応募書類の受付までの日程

(1) 募集要項等の配布

- ①配布期間：令和8年7月27日（月）から8月19日（水）午後5時30分まで
- ②配布時間：配布場所：門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ
※市ホームページからもダウンロードできます
(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

(2) 現地説明会

- ①開催日時：令和8年8月14日（金）
午後2時から午後4時まで
- ②開催場所：体育館2階 研修室
- ③参加方法：現地説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、令和8年7月27日（月）から令和8年8月12日（水）午後5時30分までに、後記(6)記載の提出先にE-mailにて申し込んでください。
- ④参加人数：各応募団体2人以内
- ⑤留意事項：応募される団体は必ず参加してください。また、応募者の公平性を確保するため、現地説明会での質問はお受けしません。なお、応募登録の申込には現地説明会への出席が必要です。

(3) 応募登録

- ①申込方法：指定管理者に応募する場合は、応募登録申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、後記(6)記載の提出先にE-mailにて申し込んでください。
- ②受付期間：令和8年8月14日（金）から令和8年8月21日（金）午後5時30分まで
- ③留意事項：現地説明会に出席した団体に限り応募登録を受け付けます。

(4)応募に関する質問

①申込方法：質問票（様式第3号）に質問内容を簡潔に記入し、受付期間内に後記(6)記載の提出先にE-mailにて提出してください。

②受付期間：令和8年8月14日（金）から令和8年8月21日（金）午後5時30分まで

③回答日：令和8年8月31日（月）

④回答方法：市のホームページにて掲載します。※団体名は公表しません。

(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

⑤留意事項：ホームページに掲載した回答内容は募集要項等の追加又は修正とみなします。応募登録の申し込みをした団体に限り質問を受け付けます。受付期間外の提出、口頭、電話、FAXなどによる質問については受け付けません。

(5)応募書類の受付

①受付期間：令和8年9月1日（火）から令和8年9月24日（木）午後5時まで

②受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで

※ただし、9月24日（木）の受付は午後5時まで

③提出方法：応募書類を後記(6)記載の提出先に持参してください。

申請書を受理した場合は申請受理書を交付します。

④留意事項：応募登録の申し込みをした団体に限り応募書類を受け付けます。

(6)問合先・応募書類提出先

門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ

住所 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

電話 06-6902-7195 E-mail kys03@city.kadoma.osaka.jp

※ 通信障害等のトラブルにより提出期間内に各種申し込みができなかったとしても、受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。

※ (2)(3)(4)のメール受信ができましたら翌3営業日以内に市から返信する形で受信完了メールをお送りいたします。翌3営業日を過ぎてもメールが届かない場合は(6)記載の電話にお問い合わせください。

(7)指定管理者募集のスケジュール

内 容	期 間
募集要項等の配布	7月27日（月）～8月19日（水）午後5時30分まで
説明会参加申込の受付	7月27日（月）～8月12日（水）午後5時30分まで
説明会	8月14日（金）
応募登録	8月14日（金）～8月21日（金）午後5時30分まで
応募に関する質問	8月14日（金）～8月21日（金）午後5時30分まで
質問の回答	8月31日（月）
応募書類の受付	9月1日（火）～9月24日（木）午後5時まで

2 応募書類

応募にあたっては「応募書類一覧」（様式第4号）を表紙とし、次の書類を正本1部、副本10部提出してください。

なお、書類にはページ数を付けインデックスで各項目を表示してください。

(1) 応募書類

① 指定管理者指定申請書（様式第5号）

② 申請資格を有していることを証する書類

ア 法人等の概要を示す書類

i 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

ii 定款、寄附行為、規約等

iii 印鑑証明書

iv 団体の代表者並びに役員等の氏名・履歴を記載した書類

イ 納税証明書（直近3カ年分）

i 法人税並びに消費税及び地方消費税（その3の3）

ii 固定資産税、都道府県民税及び市町村民税（未納がないことを証するもの）

③ 施設事業計画書概要（様式第6号）

④ 施設事業計画書（様式第7号）

⑤ 管理業務収支計画書（様式第8号）

総括表及び令和9年度から令和13年度までの年度ごとのもの

※ 利用料金が令和9年度より改定されますので、注意してください。

⑥ 申請団体の経営状況を説明する書類

ア 過去2事業年度分の損益計算書又はこれに類する書類

イ 過去2事業年度分の貸借対照表及び財産目録又は法人税申告時に添付されている「勘定科目内訳明細書」

ウ 前事業年度の欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書
（別表七（一））

エ 前事業年度分の事業報告書

※ 団体設立後2年未満の場合にあってはこの限りではありません。

⑦ 就業規則及び給与規程等の写し

ア 労働局の受理印のある就業規則の写し（規則のなかで別に規定を定めている場合はそれらも含んで提出すること）及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写し。ただし、労働局に提出義務のない場合などは別紙可。

イ 労働保険年度更新申告書の写し（令和8年申告分）

ウ 社員、パートの雇入通知書の写しまたは労働条件通知書の写し（最新のもの）

エ 社員、パートのタイムカードの写し、給与明細の写し（令和8年4月から6月まで）

※ウ、エについては同一従業員のもの（1名ずつ）を提出してください。

※その他、必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

- ⑧ 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式第9号）
- ⑨ 消費税の適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者としての登録を受けた又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であることを証する書類

(2) 留意事項

申請書及び添付書類は別添の「指定管理者募集要項様式集」を参照してください。

- ① 正本は⑦⑨を除き全て原本としてください。なお、副本はコピーを使用しても構いません。
- ② 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び印鑑証明書は申請日から3カ月以内に発行されたものとしてください。
- ③ 管理業務収支計画書（様式第8号）に記載する額は全て消費税及び地方消費税を含んだ金額で記載してください。

3 複数団体で応募する場合

(1) 応募書類

- ① 上記の応募書類のほか、共同事業体構成団体一覧表（様式第10号）、共同事業体協定書及び委任状（様式第11号）を提出してください。
- ② 応募登録申込書（様式第2号）、指定管理者指定申請書（第5号）及び指定管理者指定申請に係る誓約書（第9号）の申請者の欄にはグループ名、代表団体の所在地及び名称、グループの代表者名を記入し、押印してください。
- ③ 委任状にはグループ名、代表団体、構成団体及び受任者の所在地、名称及び代表者名のほか、委任事項などを記載してください。
- ④ 応募書類のうち申請資格を有していることを証する書類、申請団体の経営状況を説明する書類、就業規則及び給与規程等の写し及び「指定管理者指定申請に係る誓約書」（様式第9号）については構成団体ごとに提出してください。

(2) 留意事項

- ① 提案件数は1グループにつき1提案とし、1つのグループの構成団体は他のグループの構成団体になるほか、単独で申請を行うことはできません。
- ② グループの構成団体は応募登録の申し込みをした者に限ります。

8 選定の基準

1 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、選定委員会を設置し、応募書類等について審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

(2)選定委員会の構成

選定委員会は次の者により構成します。

学識経験を有する者

指定管理施設の管理運営について専門的知識を有する者

市の職員

(3)審査方法

第1次審査：応募書類の審査により、応募団体から上位3位程度を選定します。

第2次審査：第1次審査で選定された団体によるプレゼンテーション（発表15分、質疑応答20分程度）の審査を行い、第1次審査及び第2次審査との総合的な評価により、指定管理者の候補者を第2順位まで選定します。パソコン及びプロジェクタ（提案者持込）は使用可能。配布資料は、事前に提出している施設事業計画書・管理業務収支計画書の内容を超えない範囲であれば可とします。なお、応募数によっては第1次審査及び第2次審査を同日に行う場合があります。

(4)選定結果の通知

第1次審査の結果は10月中旬ごろに全ての申請団体にお知らせします。第2次審査は10月30日（金）に行いますので、第2次審査該当団体には第1次審査の結果の際に日時及び会場などをお知らせします。

(5)議事録の公開

審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき各回の会議終了後2週間以内に議事の要旨を公表するとともに、市により候補者が決定された後、門真市情報公開条例第6条に掲げる不開示情報を除いた議事録を市ホームページ及び情報コーナーで公表します。

2 評価項目

評価項目は以下のとおりとします。

選定基準		評価項目	期待する事項	配点
1	平等利用の確保	施設を管理運営する際の方針等	施設の設置目的や生涯スポーツの概念をよく理解し、指定管理者の役割や取組みを十分に検討していること	15
			コンプライアンスを遵守し安全安心な施設運営を心掛けていること（過去3年間の重大な事故及び不祥事の有無並びにそれらへの対応等）	10
		平等な利用を図るための具体的な手法	公の施設として、利用者が平等に利用できるよう管理を行うこと	10

2	施設の効用を最大限に発揮させるための方策	利用者の増加を図るための具体的手法	将来に渡り利用者の増加が期待できる具体的な提案であること	15
		サービスの向上を図るための具体的手法	民間ノウハウを活用した新たなサービスの実施などにより、利用者の満足度を向上させること	15
		施設・設備の維持管理及び改修・整備についての提案	開館して10年目を迎える施設であり、令和7年1月から4月にかけてメインアリーナ床張替工事を行ったことから、アリーナ床（サブアリーナも含む）維持管理計画を含めた的確な提案を行うこと	10
		防犯、防災及び緊急時の取組み	実効性の高い取組みであること	10
			防災機能を有する施設に対する理解があること	10
3	管理経費の縮減	指定管理料の額	（最低価格／提案価格）×配点 ※小数点第一位以下切り捨て ※提案価格が0円の場合は満点とする	10
		指定管理料の縮減を図るための具体的方策	利用者の満足度を損なわないよう経費縮減を図ること	10
4	管理を安定して行う体制	人員配置及び外注計画などの組織体制	各業務において専門性の高い人員を配置するとともに、外注する業務においても的確に判断し指示できる人員を配置すること	10
		職員の雇用確保の方策と労働条件	公の施設としてふさわしい労働条件であること	10
		職員の指導育成、研修体制	職員のモチベーションや資質を継続的に高めるものであること	5
		類似施設の管理運営に関する実績	十分な実績と信頼できるノウハウを有していること	10
			トレーニング機器を適切に設置でき安全に運営できる知識と経験を有していること	5
		申請団体の	財務状況が良好であること	10

		経営状況		
5	その他市が必要と認める基準	社会的要請に応えた体制・活動内容	障がい者や高齢者、ひとり親家庭等の雇用や地域の活性化に資するものであること	10
			環境問題への取組みをしていること	5
		市民の生涯スポーツの推進に寄与する事業の提案	生涯スポーツの概念をふまえ、門真市スポーツ協会、門真市スポーツ少年団及び門真市の総合型地域スポーツクラブの仕組みを活用（連携）した魅力的な自主事業の展開の発展に寄与する提案となっていること	20
			計	200

9 指定管理者の責務

1 個人情報の取り扱いについて

指定管理者は、指定管理施設の利用等に係る個人情報を保護するための措置を講じなければならないため、協定締結の際には、個人情報保護法その他個人情報保護に関する関係法令及び「個人情報等取扱特記事項」を遵守してください。又、指定管理者には保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が義務付けられ、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないでください。

2 情報公開への対応

(1) 手続条例第14条第3項の規定に基づき、当該施設の管理に関する業務に係る情報の提供、その他情報公開のために必要な措置を講じていただきます。指定管理者は、体育館の管理運営に関して市があらかじめ指定する書類を当該施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

(2) 市に提出する応募書類等（当該募集に係る応募書類のほか、第二次審査でのプレゼンテーションの内容を含む）は、情報公開請求の対象となります。

3 管理関係法令及び労働関係法令の遵守

体育館の管理に係る法令や業務に従事する者の労働に関する権利を保障するための法令を遵守してください。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、警備業法、電気事業法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法など）

4 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」または「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において公正採用選考人権啓発推進員の設置をしていない場合は対応してください。

5 人権研修の実施

業務に従事する者が人権について正しい認識を持つよう人権研修を行ってください。

6 就職困難者の雇用及び障がい者法定雇用率の達成への取組み

障がい者、高齢者、ひとり親家庭など就職困難者に対応した雇用を図ってください。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が達成されていない場合は、体育館における雇用を誠実に履行するよう努めてください。

7 継続雇用への配慮

雇用の安定化を図るために、職員等の採用にあたっては既存の職員の継続雇用にできる限り配慮してください。

8 リスク管理及び責任分担に関する事項

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とします。修繕箇所が発生したら市と協議を行い対処するものとします。事故、火災等による施設の損傷、被災者に対する責任は事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限になるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、ただちに市に報告しなければならないものとします。

なお、リスク分担については仕様書の「リスク分担表」を参照してください。

10 指定管理者の指定等

1 議会の議決と指定管理者の指定

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、門真市議会（以下「議会」という。）に候補者を指定管理者とする議案を提出し、議決を経たのち指定することになります。なお、議会の議決を得られなかった場合や否決された場合、候補者が本件に関して支出した経費は一切補償しません。

2 協定に関する事項

指定管理者の候補者と市は、議会の議決及び告示を経て指定管理者の行う業務の範囲や内容などについて協議を行い、基本協定及び年度協定の締結を行うものとします。

3 管理運営の引継ぎ

(1)引継ぎの開始

候補者の議会による議決後、速やかに業務の引継ぎを開始していただきます。

(2)引継ぎに要した経費

業務の引継ぎに要した経費は全て候補者の負担とします。議会の議決を経るまで

の間において、候補者を指定管理に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、指定管理者に指定しない場合があります。なお、この場合において候補者が準備のために支出した経費は一切補償しません。

4 指定の取り消し等

(1)指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、指定を取り消すことができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2)不可抗力等による場合

不可抗力等、市と指定管理者双方の責めに帰することのできない理由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について市と指定管理者が協議するものとします。その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとします。なお、これにより指定管理者に損害が生じた場合にあっては、市はその賠償の責めを一切負わないこととします。

11 経費負担について

1 指定管理料

(1)指定管理料

指定管理料の額などについては、市と指定管理者が締結する協定において定めるものとします。

(2)指定管理料の金額

指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費及び事業費（自主事業は除く）などの全てを含むものとし、事故や自然災害、社会情勢における予期することのできないなどの特別な場合を除き原則として増額しませんので、事業計画、収支計画立案の際はご注意ください。金額については、各年度の債務負担行為の限度額以内となりますので、申請時の提案価格を下回る場合があります。なお、体育施設の管理にかかる経費については、仕様書の別紙「収支報告書」を参照してください。

※利用料金については令和9年度より変更。利用料金詳細については指定管理者業務仕様書を参照してください。

(2)支払方法

指定管理料は、各年度の4月から翌年3月まで四半期ごとに支払います。なお、支払い方法は口座振込とします。

2 修繕料

市は、経常的な修繕費の額として、2,200千円（1ヶ年分／税込）を指定管理料

に盛り込むが、過不足があった場合（不足が見込まれる場合は、市と事前に協議を要します。）は協議の上年度毎に精算するものとします。

修繕の実施については、市と指定管理者がその都度協議することとします。

3 保険の加入

指定管理者は、利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

仕様書の「12 業務関連の保険」を参照してください。

4 経年劣化に伴う施設の維持管理計画について

指定期間中に老朽化した備品の更新や修理、修繕または工事を必要とする施設などを認めた場合は、改善計画を市に提案してください。

5 施設の目的外使用許可の申請及び使用料の市への納付について

体育館内に自動販売機などを設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行い、行政財産使用料を納付していただきます。

6 前受金の取り扱いについて

前任の指定管理者がその指定期間に収受した利用料金のうち、その利用がこの募集にかかる指定期間であるものについては事業の実態と符合させるため、市が前の指定管理者から返還を受け、新たな指定管理者の口座に振り込むものとします。また、指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者に引き継ぐため、指定期間終了後、市に返還してください。

12 その他留意事項

1 利用許可に関する不服申し立てがあった場合

指定管理者が行った利用許可の決定に不服があり、法律に基づく不服申し立てがあった場合は、市が受け付けることになります。

2 指定管理者に対する指示等

(1)指示及び指定の取消し等

市は指定管理者に対して業務の内容や経理の状況に関して報告を求め、必要な事項を指示することができることとします。また、指定管理者が市の指示に従わない場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど施設の適正な管理に支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

(2)事務に関する検査

門真市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に関わる

事務について市の監査に準じて検査を行うこととします。

(3)各種税の取り扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人市民税・事業税・市民税の申告・納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

3 準備業務

指定管理者は、前任の指定管理者から施設管理をスムーズに引き継ぐことができるよう、次の準備業務を行うものとします。

- ① 施設の引き渡しを受ける上で必要な事項（従事者の教育も含む）
- ② 利用料金等の設定
- ③ 導入する警備システム、トレーニングマシン、券売機、駐車システムについて市との協議
- ④ 防火管理者の選任及び消防計画を策定し、門真消防署に届出
- ⑤ 電気、ガス、水道、電話、インターネット等必要関係機関への手続き
- ⑥ その他市が必要とする事項